

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法第252条の17の2第1項
【改正の概要】	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1 「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく新たな権限移譲</div> <p>①児童福祉法 中核市が設置する母子生活支援施設及び保育所に係る指導監査に関する事務 移譲先：松山市</p> <p>②社会福祉法 中核市が経営する軽費老人ホームに係る指導監査に関する事務 移譲先：松山市</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2 法改正に伴う規定の整備</div> <p>①浄化槽法の一部改正に伴い、新たに生じた事務の権限移譲 浄化槽の使用の休止の届出の受理に関する事務等 移譲先：今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、 内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町</p>	
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	